九戸村低所得世帯物価高騰支援給付金支給事務実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、物価高対策として、住民の負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、追加的な措置として実施する、低所得世帯物価高騰支援給付金に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　九戸村低所得世帯物価高騰支援給付金（以下「物価高給付金」という。）は、前条の目的を達するために、村によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第３条　物価高給付金の支給対象者は、令和６年12月13日（以下「基準日」という。）として、村の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各項のいずれかに該当する世帯とする。

（1）　令和６年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和６年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯）の世帯主とする。

（2）　令和６年度市町村民税均等割非課税世帯（原則として上記給付対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童（障害児の場合は20歳未満））の児童とする。（以下「子育て世帯」という。）

２　前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第４条　前条の規定により支給対象者に対して支給する価格高給付金の額は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 住民税非課税世帯（1世帯あたり） | 30,000円 |
| 扶養している18歳以下の子ども（1人あたり） | 20,000円 |

（受給権者）

第５条　物価高給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））。

２　配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第６条　物価高騰支援給付金の支給を受けようとする者は、確認書（別紙様式第１号）（以下「確認書」という。）の提出、非課税等分申請書（別紙様式第２号）（以下、「申請書」という。）により行う。

２　確認書の提出、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(１)　口座振込　村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(２)　現金受領方式　村が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（代理による申請）

第７条　申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

⑴　基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

⑵　法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

⑶　親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で村長が特に認める者

２　代理人が物価高給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、村は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

（申請期限）

第８条　物価高給付金の申請受付開始日は、村長が別に定める日とする。

２　確認書及び申請書の提出期限は、令和７年３月31日とする。

（支給の決定）

第９条　村長は、第６条の規定により確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し物価高給付金を支給する。

（物価高給付金の支給等に関する周知等）

第10条　村長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条　村長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第８条第２項の確認書等の申請期限までに第６条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が物価高給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　村長が第９条の規定による確認書等を受理した後、又は、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、村が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条　村長は、偽りその他不正の手段により物価高給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った物価高給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条　物価高給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条　この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年２月10日から施行する。

別記（第５条関係）

１　配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

⑴　以下に掲げる事例であって、かつ、⑵の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が村に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の物価高追加給付金については、村から支給する。

ア　配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において村に住民票を移していない者

イ　親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

⑵　申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア　申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13 年法律第31 号）第10 条に基づく保護命令（同条第1 項第1 号に基づく接近禁止命令又は同項第2 号に基づく退去命令）が出されていること。

イ　婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。））が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してＤＶ被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域ＤＶ協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ　基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42 年自治振第150 号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ　アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

　 ※　婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

２　措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の⑴から⑹までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び⑹における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、九戸村における申請・受給権者とする。

⑴　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第６条に規定する保護者をいう。⑵において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

⑵　児童福祉法第27条第１項第３号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第２項の規定により同法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第１項第３号若しくは第27条の２第１項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、２月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

⑶　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第２項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第１項第２号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第５条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

⑷　生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第１項ただし書の規定により同法第38条第２項に規定する救護施設、同条第３項に規定する更生施設若しくは同法第30条第１項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

⑸　児童福祉法第25 条の７第１項第３号の規定により同法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

⑹　児童福祉法第23 条第１項の規定により同法第38 条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

３　入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の⑴又は⑵のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日において、村に住民基本台帳に記録されている者については、村における申請・受給権者とする。ただし、村で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

⑴　「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第１項若しくは第２項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の４若しくは第16条第１項第２号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（２か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

⑵　「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の４第１項及び第11条第１項の規定による入所等の措置等が執られている者（２か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

４　ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、村において住民基本台帳に記録されたときは、村における申請・受給権者とする。

５　無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると村に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを村長が相当と認めるときは、村における申請・受給権者とする